

名古屋市開発行為の許可等に関する条例（平成14年条例第14号）新旧対照表（令和4年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第3章 開発許可等の基準 (道路の幅員等)</p> <p>第8条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。） 第25条第2号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、次に該当する開発行為における道路の幅員は、4メートル（当該道路と一体的に機能する開発区域の周辺の道路の幅員が4メートルを超える場合には、当該幅員）とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が住宅（他の用途を兼ねるものを除く。）であり、かつ、当該道路に面する予定建築物の住戸の数（ワンルーム型住戸（共同住宅の住戸でその床面積が<u>30平方メートル未満</u>のものをいう。以下同じ。）を有する共同住宅にあつては、ワンルーム型住戸の数に2分の1を乗じた数にワンルーム型住戸以外の住戸の数を加えた数をいう。以下第10条及び第12条において同じ。）が20以下であること。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第3章 開発許可等の基準 (道路の幅員等)</p> <p>第8条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。） 第25条第2号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、次の各号に該当する開発行為における道路の幅員は、4メートル（当該道路と一体的に機能する開発区域の周辺の道路の幅員が4メートルを超える場合には、当該幅員）とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が住宅（他の用途を兼ねるものを除く。）であり、かつ、当該道路に面する予定建築物の住戸の数（ワンルーム型住戸（共同住宅の住戸でその床面積が<u>25平方メートル以下</u>のものをいう。以下同じ。）を有する共同住宅にあつては、ワンルーム型住戸の数に2分の1を乗じた数にワンルーム型住戸以外の住戸の数を加えた数をいう。以下第10条及び第12条において同じ。）が20以下であること。</p> <p>(5) 省略</p>

2 省略

第9条～第16条 省略

(市街化調整区域内の開発行為等)

第17条 法第34条第12号の規定により定める区域、目的及び用途は、次のとおりとする。

(1) 区域 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつて、おおむね50戸以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域。ただし、令第29条の9各号に掲げる区域を除く。

(2) 省略

2 省略

第4章 手数料

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第18条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(7) 省略

(8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号

2 省略

第9条～第16条 省略

(市街化調整区域内の開発行為等)

第17条 法第34条第12号の規定により定める区域、目的及び用途は、次の各号のとおりとする。

(1) 区域 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつて、おおむね50戸以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域。ただし、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。

(2) 省略

2 省略

第4章 手数料

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第18条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(7) 省略

(8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号

イ若しくは第63条第3項第5号イ、第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

優良宅地造成認定申請手数料

ア～ク 省略

(9)～(10) 省略

第19条～ 省略

イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ、第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

優良宅地造成認定申請手数料

ア～ク 省略

(9)～(10) 省略

第19条～ 省略